

沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を採取させないよう求める意見書

太平洋戦争末期 1945 年 4 月から 6 月まで戦われた沖縄戦では日米双方約 20 万人の死者を出し、沖縄県住民は約 9 万 4 千人（4 人に 1 人）が犠牲となりました。本土決戦の準備のために「捨て石」とされた悲慘な戦いでした。

戦死した沖縄県出身以外の日本兵は 6 万 5 9 0 8 人。このうち福岡県の出身兵士で犠牲になられ「平和の礎」に刻銘されている方は（令和 2 年 6 月現在）4 0 3 0 名。八女市の出身兵士の中にも沖縄戦（奄美・宮古を含む）で戦死された方が旧八女市・八女郡 1 9 3 名もおられます。

特に沖縄本島南部一帯は沖縄戦終盤の悲慘な戦いが行われた場所です。糸満市にある魂魄の塔は、散乱する遺骨を戦後地元の人々が自分たちの手で集め慰霊のために建てた塔です。沖縄本島南部では今でも 2 千体以上の遺骨が眠っているといわれます。福岡県出身兵士、八女市出身兵士の方の遺骨が眠っている可能性もあります。しかし、その場所から土砂を採取する計画があります。沖縄戦の犠牲者の遺骨が眠り、流された血がしみ込んだ土砂を採取することは到底許せません。

国は「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」第 3 条 2 において「平成 2 7 年度以降 1 0 箇年間（第 5 条第 1 項において「集中実施期間」という）を、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を集中的に実施する期間とし、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に推進するよう必要な措置を講ずるものとする。」としています。国の責任において沖縄本島南部における遺骨収集を徹底するよう求め、遺骨が眠る土地の土砂を採取させないよう求めます。

記

- 1 国は「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」にもとづき、沖縄本島南部における遺骨収集を徹底すること
- 2 国は戦没者の遺骨が眠る沖縄本島南部の土を採取させないこと

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出します。

令和 3 年 9 月 1 5 日

福岡県八女市議会

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）